

【重要】令和4年4月診療報酬改定
施設基準（外来分）に関するご回答依頼（その1）

株式会社スカイ・エス・エイッチ
小林 長谷川 竹本 畑中

いつもお世話になりまして、ありがとうございます。
令和4年4月診療報酬改定の施設基準（外来分）について、回答をご記入の上FAX返送をお願い申し上げます。

- ◆ 別紙1：すべての医療機関様は、ご返送をお願い申し上げます。
- ◆ 別紙2：回答項目のある医療機関様のみ、ご返送ください。

なお入院分については、後日該当医療機関様あてにFAX連絡いたします。

ご回答希望日 3月25日（金）まで

◆ 施設基準の届出について

注1) 4月1日より遡って算定したい場合は、4月20日（水）必着で医療機関様所在の近畿厚生局府県事務所（大阪府は近畿厚生局）に届出が必要です。（通常は届出受理の翌月）

詳しい施設基準の内容は、「改定診療報酬点数表参考資料（白本）」等の改定資料をご確認下さい。

注2) 本件はORCAレセコンの設定に必要なものであり、弊社にて届出様式の提供や届出代行は行いませんのでご注意ください。

注3) 今改定より新設の施設基準のうち、

- ・生活習慣病管理料／外来データ提出加算
 - ・在医総管・施医総管・在がん医総／在宅データ提出加算
 - ・疾患別リハビリテーション料／リハビリテーションデータ提出加算
- につきましては、質問項目に含んでおりません。

令和5年5月20日までに届出、最短で令和5年10月より算定開始
また、厚労省の資料公開が令和5年5月予定のため、ORCA対応時期と対応内容が未定です。

状況がわかり次第、あらためてお知らせいたします。

| | |
|----------------------------|--|
| 医療機関様名 必ず御記入ください | |
|----------------------------|--|

(ご回答希望日 3月 25日(金) FAX 075-622-7403)

1. 該当に✓印をお願いします。

令和4年4月1日より算定のため施設基準の届出を行う項目や、以下3.に該当する届出を行う項目が

ある → 以下2.以降の回答をご記入ください。

ない → アンケートはここで終了です。この用紙をFAX返送してください。

2. 新設された施設基準について、届出を行って算定する項目の□枠に✓印をお願いします。

① 情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）

② 外来感染対策向上加算

③ 外来感染対策向上加算の連携強化加算

④ 外来感染対策向上加算のサーベイランス強化加算

⑤ 外来栄養食事指導料 注3の栄養食事指導

⑥ 一般不妊治療管理料

⑦ 生殖補助医療管理料1

⑧ 生殖補助医療管理料2

⑨ 二次性骨折予防継続管理料3

⑩ 下肢創傷処置管理料

⑪ こころの連携指導料（Ⅰ）

⑫ こころの連携指導料（Ⅱ）

⑬ 禁煙治療補助システム指導管理加算

⑭ 在宅患者訪問看護・指導料 注16の専門管理加算

⑮ 通院・在宅精神療法 注9の療養生活継続支援加算

⑯ 依存症集団療法3（アルコール依存症の場合）

⑰ 人工腎臓 注2ハの導入期加算3

⑱ 血漿交換療法 注2のLDLアフェレシス療法

⑲ 「特掲診療料の施設基準」等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

第4の表1に掲載されている手術

および、①～⑱以外の新設施設基準

記入欄

医療機関様名() (別紙2)

※医療機関様名を必ず記入してください↑↑

3. 現時点で『以下の項目を算定している医療機関』であっても、施設基準の改正のため、令和4年4月以降において点数を算定するにあたり届出が必要な項目です。

4月以降も算定する場合は□枠に✓印、今回の改定より算定を行わない場合は□枠に×印をお願いします。

- ① 初診料の機能強化加算
- ② がん患者指導管理料イ
- ③ 小児かかりつけ診療料 1
- ④ 小児かかりつけ診療料 2
- ⑤ 在宅療養支援診療所
- ⑥ 外来後発医薬品使用体制加算 1
- ⑦ 外来後発医薬品使用体制加算 2
- ⑧ 外来後発医薬品使用体制加算 3
- ⑨ 人工腎臓 注2 □の導入期加算 2

4. 上記以外で新たに届出をされる施設基準があればご記入ください。

記入欄

5. 3.の項目以外に、これまで算定していた施設基準のうち、今改定より算定を行わない施設基準があればご記入ください。

記入欄